

神崎町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

神崎町農業委員会会長
会長 郡 司 正 夫

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、神崎町農業委員にかかる標記指針を下記のとおり定める。

平成28年11月24日

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 2. 3ha (当初3年の目標数値)

【目標設定の考え方】

平成27年度末時点の遊休農地面積が7.8ha 確認されているが、当初3年でその3割を解消し、10年後(平成37年度)には、全ての遊休農地の解消を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロール及び利用意向調査を実施し、所有者等に相談・指導を行う。
- ・中心となる経営体に農地集積を図り、遊休農地の発生防止に努める。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 500ha

【目標設定の考え方】

平成26年3月に策定された「千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」では、「概ね10年後に、県内全農用地の51%を担い手が利用することを目標とする。」としているが、神崎町では集積が進んでおり、平成27年度末時点の担い手への集積率が約5割であるので、神崎町の耕地面積754haの内、約66%の500haを10年後の集積目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地中間管理事業を中心とした担い手への農地の集積を促進する。
- ・「人・農地プラン」の作成・見直し支援を積極的に推進し、担い手の確保と農地集積が促進しやすい環境整備を整える。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 6 経営体 (当初3年の数値目標)

【目標設定の考え方】

平成27年度参入数 2 経営体

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・農業委員会を新規参入に関する相談窓口として、必要に応じて貸借可能な農地の情報提供を行うとともに、関係機関との連携を強化し、新規参入者に対する就農相談やフォローアップ体制を構築する。
- ・親元就農者は、神崎町農業を支える重要な柱となることから、就農から経営移譲までスムーズに行われるよう、積極的な支援を行う。

4. 本指針は、毎年度末に農地等利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標数値の見直しを図る。